

倉吉スターロイヤル 施設入所『多床室』利用料金表 R4.7.1

【利用料金】 介護福祉施設サービスⅡ

1日あたり

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本介護費	573	641	712	780	847
処遇改善加算	55	60	66	72	77
特定処遇改善加算	18	20	22	23	25
日常生活継続支援加算	36				
看護体制加算Ⅰ	4				
看護体制加算Ⅱ	8				
個別機能訓練加算Ⅰ	12				
夜勤職員配置加算Ⅲ	16				
栄養マネジメント強化加算	11				

【保険外費用】

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	一般
食費(日額)	300	390	650	1360	1445
居住費(日額)	0	370	370	370	855
日常生活費(日額)	300				

【利用料金の目安(日額)】 ※1割負担の場合 1割以外の方は個別に説明いたします

負担限度額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第2段階	¥1,793	¥1,868	¥1,947	¥2,022	¥2,096
第3段階①	¥2,053	¥2,128	¥2,207	¥2,282	¥2,356
第3段階②	¥2,763	¥2,838	¥2,917	¥2,992	¥3,066
一般	¥3,333	¥3,408	¥3,487	¥3,562	¥3,636

- ◇ 介護職員処遇改善加算Ⅰは、基本介護費に各種加算を合計した金額に8.3%を上乗せした金額です。
- ◇ 介護職員特定処遇改善加算は、基本介護費に各種加算を合計した金額に2.7%を上乗せした金額です。
- ※ 上記の処遇改善に関わる加算は、その他の加算の増減により金額は変動します。
- ◇ 日常生活継続支援加算は、新規利用者の内要介護4以上の方が70%以上及び介護福祉士が常勤換算で利用者6:1以上配置している場合に加算されます。
- ◇ 看護体制加算Ⅰは常勤の看護師を配置している場合に加算されます。
- ◇ 看護体制加算Ⅱは看護職員を利用者様25名に対して1名以上配置している場合に加算されます。
- ◇ 個別機能訓練加算Ⅰは、専従の機能訓練指導員を配置し機能訓練計画を作成、実施の場合に加算されます。
- ◇ 個別機能訓練加算Ⅱは、個別機能訓練加算Ⅰの計画内容をLIFEヘデータ提出しフィードバックを受け計画に反映する場合に月20単位加算されます。
- ◇ 夜勤職員配置加算Ⅲは、夜勤介護職員が6名で夜間業務に就く場合と夜間帯に認定特定行為事業従事者を配置している場合に加算されます。
- ◇ 栄養マネジメント強化加算は、栄養士と管理栄養士を配置し、低栄養状態の方を把握し、多職種で計画を策定、週3回以上のミールラウンドを実施し問題の早期発見、解決をはかっている事とLIFEヘデータ提出しフィードバックを受け計画に反映する場合に加算されます。
- ◇ 褥瘡マネジメント加算は、褥瘡リスクに対して褥瘡計画を作成し、計画に基づいて褥瘡管理を実施し、LIFEヘデータ提出しフィードバックを受け計画に反映する場合に月3単位加算されます。
- ◇ 初期加算：新規に入所後30日間、又、一ヶ月以上の入院後に退院され入所後30日間に30単位加算されます。
- ◇ 療養食加算：医師の指示に基づく療養食を提供した時に1食に6円加算されます。
- ◇ 入院・外泊時加算：入院・外泊をされた場合、初日より6日間を限度として日に246単位加算されます。
- ◇ 経口維持加算Ⅰ：摂食機能障害、誤嚥を有する入所者の方に医師・専門職が共同して摂取状態を観察、会議を行い、医師の指示に基づいて管理栄養士が栄養管理計画を作成し栄養管理を行った場合に月に400円加算されます。
- ◇ 科学的介護推進体制加算はPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。月60単位加算されます。
- ◇ 「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額(1日当たり)のご負担となります。 ※滞在費及び食費の利用者負担の段階です。